

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

◎認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第1、認定第1号 令和4年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長のご報告を求めます。

委員長。

〔決算特別委員長 亀田利美君登壇〕

○決算特別委員長（亀田利美君） おはようございます。

認定第1号 令和4年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定に関する報告書。

1、決算の内容。

一般会計について。

令和4年度小坂町一般会計歳入歳出決算は、歳入総額52億2,238万6,260円、歳出総額49億8,167万3,362円であり、歳入歳出差引額は2億4,071万2,898円であります。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源1億5,039万9,000円を除いた実質収支額は、9,031万3,898円であります。

歳入では、調定額52億4,768万8,371円に対して1,932万7,921円（0.4%）の収入未済額が生じたほか、597万4,190円（0.1%）を不納欠損として処理しております。

歳出決算においては4,310万7,638円の不用額を生じていますが、その主なものは、2款総務費527万7,811円、3款民生費418万9,617円、4款衛生費260万4,139円、8款土木費

1,029万283円、10款教育費1,480万9,417円などで、各節端数の累計的なものや経費節減等によるほか、予算整理の不足も散見されました。

歳入の収納状況は、調定額に対する収入率99.5%（前年度99.6%）となっております。

歳出執行状況は、執行率99.1%（前年度98.6%）となっております。

特別会計について。

8の特別会計の状況は、次のとおりであります。

国民健康保険特別会計決算は、歳入総額5億1,181万7,770円、歳出総額5億204万1,560円で、差引額は977万6,210円となっております。

なお、国民健康保険財政調整基金の年度末現在高は1億4,507万8,375円となっております。

後期高齢者医療特別会計決算は、歳入総額8,498万124円、歳出総額8,497万6,059円で、差引額は4,065円となっております。

介護保険特別会計の保険事業勘定決算は、歳入総額7億8,745万5,313円、歳出総額7億7,936万9,557円で、差引額は808万5,756円となっております。

また、介護サービス事業勘定決算は、歳入総額302万1,167円、歳出総額302万1,167円で、差引額はゼロ円となっております。

歯科診療所特別会計決算は、歳入総額5,739万3,055円、歳出総額5,739万3,055円で、差引額ゼロ円となっております。

なお、歳入においては一般会計から1,692万7,702円を繰り入れております。

中小企業従業員退職金等共済事業特別会計決算は、歳入総額247万3,990円、歳出総額247万3,990円で、差引額ゼロ円となっております。

なお、歳入においては一般会計から1万1,954円を繰り入れております。

また、基金残高は3,151万3,632円となっております。

菅原ヤエ奨学資金特別会計決算は、歳入総額228万7,792円、歳出総額228万7,792円で、差引額ゼロ円となっております。

なお、令和4年度の貸付対象者は2名であります。

下水道事業特別会計決算は、歳入総額3億3,768万9,013円、歳出総額3億3,440万7,375円で、差引額は328万1,638円となっております。

このうち、45万8,000円が令和5年度への繰越明許費の繰越財源となり、実質収支額は282万3,638円となっております。

なお、歳入においては一般会計から1億589万3,639円を繰り入れております。

下水道事業特別会計は、令和5年度から地方公営企業法が適用され、下水道事業会計へ引継ぎしております。

小坂財産区特別会計決算は、歳入総額288万7,279円、歳出総額130万6,096円で、差引額は158万1,183円となっております。

また、基金残高は、小坂財産区財政調整基金が2,097万8,072円、小坂財産区財産管理運営基金が4,575万5,383円となっております。

水道事業について。

給水人口が4,625人（前年度4,764人）、総配水量が47万9,883^m（前年度50万751^m）となっております。

建設改良工事は、配水施設改良として小坂高校系統ポンプ場の配水流量計更新工事のほか、浄水場施設整備として内ノ岱浄水場の第2号ろ過池の改修工事を実施しております。

水道事業の収益的収支は、事業収益2億5,929万2,926円、事業費用2億4,644万7,172円で、差引額は1,284万5,754円、消費税を除く純利益は741万8,295円となっております。

また、資本的収支は、資本的収入2,160万7,000円、資本的支出2億1,279万7,209円で、差引き1億9,119万209円の不足額を生じております。この不足額は、現年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金で補填しております。なお、不足額の未払建設改良相当分は、令和4年度同意済企業債未発行分をもって令和5年度に措置しております。

2、議決の内容。

令和4年度の財政状況を普通会計ベースで見ると、財政構造の弾力性・硬直化を示す経常収支比率は85.5%、実質公債比率は14.4%、将来負担比率は39.0%となっております。このように令和4年度一般会計の財政状況は、数値そのものに限って見れば健全な状態ではありますが、今後も公債費が高い水準を推移することから財政指標に留意し、しっかりとした事業計画を立て、将来を見据えた財政運営を図りたい。

各会計においても、諸支出の節減に努めながらおおむね計画的に執行されており、本決算は適正なもの認め、全会一致で認定すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

なお、審議の過程において述べられた意見のうち、特記すべき事項は次のとおりであります。

記

不用額は前年度に比べて減少したが、まだ調整されていない項目があることから、事業の精査や適正な事務処理を行い、予算の有効な活用に努められたい。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

認定第1号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

◎議案第79号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第2、議案第79号 令和5年度小坂町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

9番。

○9番（小笠原憲昭君） 新型コロナワクチンの6回目まで終わったのですがけれども、国によれば、秋頃にまた追加して、高齢者の方などを対象にワクチン接種をするという情報が流れておりますけれども、本補正予算にはそういうことが計上されておらないような気がするの

ですけれども、その辺の対応はどうなっているか教えていただきたい。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 秋開始接種に関しましては、65歳未満の方を対象として、9月22日から第1弾をスタートさせます。それから、65歳以上の方々、春接種を受けた方々含めてですけれども、10月25日から第2弾を開始する予定で現在進めております。

なお、このコロナワクチンの接種に関わる経費につきましては、当初予算等で計上しておりますので、今回の補正は必要ないということで判断しております。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 今までは対象者に通知が来て、コールセンターに予約を下さいという手順だったように記憶しておりますけれども、また同じようなシステムと考えてよろしいのですか。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 第1弾の方については既に予約終わっておりますし、それから、10月に開始します第2弾の対象者の方には、予定では来週中に通知、接種券等を送付する予定になっております。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第79号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第79号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第80号 令和5年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第80号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第81号 令和5年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第81号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第81号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第82号 固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第82号 固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会の設置、選任等につきましては、地方税法第423条、町税条例第77条で規定されておりますが、このたび、澤口紀夫委員の任期が令和5年9月30日で満了いたします。議案にありますとおり、澤口紀夫さんを委員の適任者と考え、再任の提案を申し上げます。

澤口さんは、勤務されていた仕事柄、町内の土地等について精通されており、平成29年から固定資産の評価審査委員として固定資産の評価額等について審査してきていただいております。

任期は令和8年9月30日までとなります。

澤口さんの人格、識見等をご推察の上、慎重ご審議いただき、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件は人事案件であります。したがいまして、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第82号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第82号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には1番、船水隆一君、2番、栗山忠三君の2人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、1番、船水隆一君、2番、栗山忠三君を立会人に指名いたします。

投票用封を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成8票、反対3票であります。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎陳情第13号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、陳情第13号 学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、学級編成標準と基礎定数改善による正規教員増を国に要請することについての陳情書についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 陳情第13号 学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、学級編成標準と基礎定数改善による正規教員増を国に要請することについての陳情書の報告書。

陳情の要旨。

学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、学級編成標準と教員の基礎定数を改善し、正規教員増を求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

陳情採択の理由。

義務教育費国庫負担率の縮減等により教員の非正規依存が進み、教員不足が発生しているほか、長時間過密労働の表面化による教職希望者の減少も相まって、教員不足は深刻化している。

子どもの学習権の保障及び教員不足と長時間過密労働を解消するためには、学級編成標準や教職員の定数改善が必要不可欠です。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第13号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第13号は委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

◎意見書案第11号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、意見書案第11号 学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、基礎定数改善による正規教員増を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第13号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第11号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第11号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第11号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第12号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、意見書案第12号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、趣旨に賛同する議員11名による議員提案であります。議員各位におかれましては、趣旨を理解されたものと思いますので、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第12号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第12号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第12号は原案のとおり可決されました。

◎決定第2号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第9、決定第2号 議員派遣の件についてを議題といたします。

この件につきましては、小坂町議会会議規則第113条第1項の規定により、議員を派遣しようとするときは議会の決議でこれを決定することとなっております。

お諮りいたします。

本件につきましては、お手元に配付しております議員派遣の件についてのとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件につきましては原案のとおり決定いたしました。

◎閉会中の継続審査申出書について

○議長（目時重雄君） 日程第10、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

総務福祉常任委員長と議会運営委員長から、小坂町議会会議規則第69条の規定により、皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。お諮りいたします。

両委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、両委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本定例会に予定されました案件は全部終了いたしました。

これをもって、令和5年第5回小坂町議会定例会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午前10時42分